

議 案 第 45 号

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年12月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定に準じ、市長、副市長等の期末手当の支給割合を引き上げるため。

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表中

「	「								
<table border="1"><tr><td>100分の222.5</td></tr><tr><td>100分の178</td></tr><tr><td>100分の133.5</td></tr><tr><td>100分の66.75</td></tr></table>	100分の222.5	100分の178	100分の133.5	100分の66.75	<table border="1"><tr><td>100分の227.5</td></tr><tr><td>100分の182</td></tr><tr><td>100分の136.5</td></tr><tr><td>100分の68.25</td></tr></table>	100分の227.5	100分の182	100分の136.5	100分の68.25
100分の222.5									
100分の178									
100分の133.5									
100分の66.75									
100分の227.5									
100分の182									
100分の136.5									
100分の68.25									
」を	」に改める。								

第2条 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表中

「	「								
<table border="1"><tr><td>100分の227.5</td></tr><tr><td>100分の182</td></tr><tr><td>100分の136.5</td></tr><tr><td>100分の68.25</td></tr></table>	100分の227.5	100分の182	100分の136.5	100分の68.25	<table border="1"><tr><td>100分の225</td></tr><tr><td>100分の180</td></tr><tr><td>100分の135</td></tr><tr><td>100分の67.5</td></tr></table>	100分の225	100分の180	100分の135	100分の67.5
100分の227.5									
100分の182									
100分の136.5									
100分の68.25									
100分の225									
100分の180									
100分の135									
100分の67.5									
」を	」に改める。								

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和元年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。